

目的 古代の椽は、養老衣服令の制服条に「家人奴婢、椽墨衣」とみえるところから、一般には黒系統の色で、しかも賤民の着る色とされている。従って、『万葉集』に歌われている椽も全てこの椽に即して解釈されている。しかし、『万葉集』の歌の椽を全てこの椽で解釈するには不自然な点があり、また正倉院遺品にみられる椽色もこの通説には従いがたいものがある。よって、古代の椽の色相の検討を試みることにした。

方法 『令集解』『大日本古文書』『延喜式』『西宮記』等の文献資料及び正倉院の遺品により考究した。

結果 奈良時代の椽には、椽・黄椽・白椽・「椽墨」の四種の名称が文献上みられるのであるが、その基本となる椽とは染料名である。即ち、奈良時代の椽は椽の木の実で染めた色のことであり、媒染剤と混用する染料によりその色相が異なる為に黄椽・白椽等の色名が生じたと考えられる。椽色は、正倉院の染織遺品にみられる色や『延喜式』縫殿寮雑染用度の椽の染色方法から考察すると赤味を帯びた褐色であり、奴婢の黒系統の色とは異色である。衣服令制服条にみられる奴婢の「椽墨衣」は、「椽」と「墨」の衣ではなく椽の実で染めた墨色の衣であって、椽色ではない。同様のことは衣服令凡服色条の「…葉柴椽墨」の「椽」「墨」にもいえる。従って、『万葉集』の椽も賤民の比喩との解釈は成立しない。